

羽曳野荘では地域の子育てを応援しています

1. 子育て相談 経験豊富なスタッフや臨床心理士が相談に応じます。
2. 園庭開放 平日の午前中は、施設の園庭を開放しています。水曜日はランチサービスを行っています。(予約制)
3. ショートステイ やむをえない理由で一時的に子どもの養育ができなくなった時、短い期間に限ってお預かりします。(申込み方法についてはお問い合わせ下さい。)

羽曳野荘へのごあんない

■近鉄南大阪線藤井寺駅下車

▼ 駅南側バスのりば

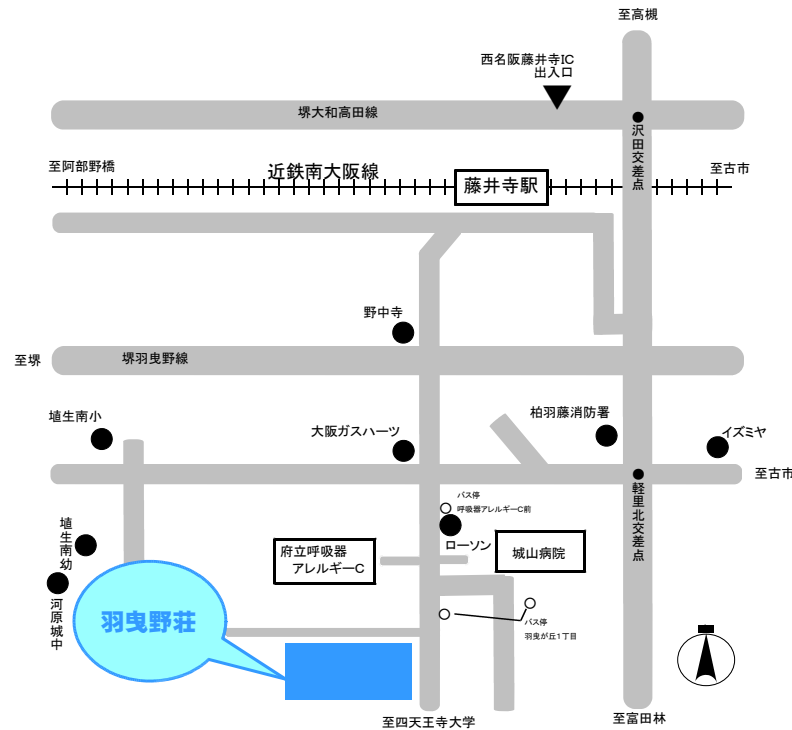
■近鉄バス乗り換え

●……羽曳が丘方面行き
呼吸器アレルギーC前下車
徒歩3分 または

●…四天王寺大学行き

▼

羽曳が丘一丁目で下車
徒歩すぐ



児童福祉法に基づく児童養護施設

羽曳野荘

郵便番号 583-0868
 大阪府羽曳野市学園前1丁目1番3号
 TEL 072-956-2102
 FAX 072-956-2620
 e-mail habikino@maia.eonet.ne.jp

羽曳野荘のあらまし

設置主体	社会福祉法人 羽曳野荘
法人認可	財団法人 羽曳野荘 昭和25年5月15日 社会福祉法人 羽曳野荘 昭和27年4月23日
児童養護施設認可	昭和25年5月1日(大阪府指令第479号)
子育て短期支援事業	平成8年4月1日(社会福祉事業法第25条)
定員数	34名(17名×2ユニット)
敷地面積	2881.26㎡
建物	本館児童棟 多目的棟 管理棟 職員宿舎
役員	理事-7名 監事-2名 施設長-1名 副施設長-1名 書記-1名 児童指導員-4名 保育士7名 セラピスト-3名 栄養士・調理員-4名 嘱託医-1名
運営経費	国からの措置費、府、市からの補助金・共同募金一般寄付金、法人支出によってまかなわれています。
施設内容	児童ユニット(居室、リビング、ダイニング、浴室)面会室、調理場、事務室、心理室、親子訓練室 保健静養室、多目的ホール、陶芸室



沿革

- 昭和25年4月20日創設者山根敦美が財団法人羽曳野荘設立を大阪府に申請する。
- 昭和25年5月1日財団法人羽曳野荘が運営する養護施設の設置を大阪府知事より認可される。(大阪府指令第479号)初代園長山根敦美
- 昭和25年5月15日財団法人羽曳野荘が認可される。(大阪府指令民社第345号)理事長山根シズエ
- 昭和27年4月23日社会福祉事業法附則第12項の規定に基づき、財団法人羽曳野荘から社会福祉法人羽曳野荘へ組織変更を認可される。
- 昭和29年4月29日事業奨励のため金一封を下賜される。
- 昭和36年9月17日第二室戸台風で木造建物が被害を受け、炊事場等の改修をする。
- 昭和36年9月20日初代山根敦美園長退任し二代中條誠吉園長就任。
- 昭和37年5月30日初代山根シズエ理事長退任し山根敦美理事長就任。
- 昭和41年3月1日老朽民間社会福祉施設整備の許可を得て鉄筋コンクリート二階建に改築落成する。(国庫補助・大阪身障者未亡人福祉事業協会助成)
- 昭和42年10月5日山根敦美理事長退任中條誠吉理事長就任。
- 昭和50年12月20日洗濯室・炊事室・保育室の改造工事。(中央競馬社会福祉財団助成)
- 昭和56年4月1日中條誠吉理事長退任中條敬理事長就任。
- 昭和58年3月31日中條誠吉園長退任中條敬園長就任。
- 昭和59年3月15日職員寮老朽のため鉄骨造二階建に改築する。(中央競馬社会福祉事業団助成)
- 昭和60年5月1日創立35周年事業をする。(増改築・創設者初代園長山根敦美胸像)
- 昭和61年2月28日社会福祉施設等施設整備の認可を得て増改築し、落成する。(国・府助成)
- 昭和62年4月1日定員28名から定員30名に変更を承認。(大阪府指令児1335号)
- 平成2年3月29日市道はびきの49号線用地として、法人所有地の一部185.56㎡を羽曳野市に売却する。
- 平成2年5月24日羽曳野病院用地300㎡を法人用地として取得する。
- 平成8年4月1日子育て支援短期利用事業として、子育て相談、ショートスティ事業を開始する。
- 平成10年9月10日社会福祉施設等施設整備の認可を得て拡張及び大規模修繕工事をし、落成する。(国・府助成)
- 平成10年11月10日第1回チャリティ蕎麦会を実施。
(湯遊友代表岡藤茂夫氏、高橋邦弘氏他の援助によるもの)
- 平成15年3月27日羽曳野病院用地873.01㎡を法人用地として取得する。
- 平成16年4月1日心理療法を開始する。
- 平成19年4月1日中條敬園長退任中條薫園長就任。
- 平成22年6月23日大阪府知事より優良法人表彰を受ける。
- 平成24年3月31日社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金により児童棟建て替え工事を実施する。(国・府助成)

目的

- ※ 児童養護施設は、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、あわせてその自立を支援する。(児童福祉法第41条)
- ※ 児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立すると共に豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。(児福法最低基準第44条)

理念

- 「為すことによって学ぶ」を基本理念にしています。
- 日課や行事などのプログラムを通して、多くの人や自然・文化に触れ健康で社会の一員として自立できるよう支援します。
- 退所した児童についてもアフターケアをします。
- 地域に貢献できるよう、施設機能の充実を図ります。
(子育て相談・ショートスティ事業を実施し、地域の子育てを応援します。)

入所

施設の利用を必要とする子どもについては、子ども家庭センター(児童相談所)を通じて措置されます。

学校教育

利用している子ども達は、市立植生南幼稚園・市立植生南小学校・市立河原城中学校に通学し、高校への進学もできます。

日課

一日の生活(平日)

7:00	起床	15:00	下校 学習(小学生)
8:00	朝食	16:00	あそび
9:00	登校	17:00	
10:00	設定保育(幼児)	18:00	夕食
11:00		19:00	学習(中高生)
12:00	昼食	20:00	くつろぎ
13:00		21:00	就寝(幼児)
14:00		22:00	就寝

